

春の全国交通安全運動

～やさしさが 走るこの街 この道路～



春の全国交通安全運動が4月6日(火)から15日(木)までの10日間実施されます。運動期間中は、交通ルールをよく守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けるよう呼びかけます。一人ひとりが交通安全意識を高め、交通事故防止に努めましょう。

運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 自転車の安全利用の推進 飲酒運転の根絶 二輪車の交通事故防止 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(土)は交通事故死ゼロの日です。一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故をなくしましょう。

市では、就労面と生活面の支援を一体的に行う障がい者就労・生活支援センターを秋川健康会館内に開設しました。



障がいのある方の 就労支援を始めました

市では、就労面と生活面の支援を一体的に行う障がい者就労・生活支援センターを秋川健康会館内に開設しました。

障がいのある方に一般就労の機会を広げ、安定して働くことができるよう支援します。

不要品回収のトラブルに注意!!



くらしの知恵袋
消費生活相談情報

ころ、トラブルにあつたという相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。「無料でと言っていたのに、回収時に料金を請求された」、「業者の車に積み込んでから、高額な料金を請求された」などがその内容です。家庭内の不要品の収集と運搬は、市区町村から委託が許可を受けた事業者しか行えません。安易に処分を依頼することはトラブルの原因になるだけでなく、不法投棄される可能性もあります。粗大ごみなど不要品の処分は、市のルールに従って行いましょう。粗大ごみなどの処分方法についてわからない場合は、環境課清掃・リサイクル係にお問い合わせください。あきる野市消費生活相談窓口 消費者が事業者と結んだ契約で、困ったと

きやおかしいなと思ったら、ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。

開設日時：毎週月曜・木曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所：市役所1階市民相談室
問合せ：商工観光課商工振興係(直通558・1867)
東京都消費生活総合センター
開設日時：毎週月曜日、土曜日 午前9時～午後4時(架空請求110番は午後5時まで)
消費生活相談・多重債務相談(03・3235・1155)
架空請求110番(03・3235・2400)
高齢者110番(03・3235・3366)

平成22年度の 土地・家屋価格等縦覧 帳簿の縦覧と固定資産 課税台帳の閲覧

縦覧場所：課税課
縦覧できる方：市内に所在する土地・家屋の固定資産税の納税者と家族など代理権がある方
固定資産課税明細書、運転免許証など本人が確認できるものをお持ちください。

固定資産税は、1月1日現在、市内に土地・家屋・事業用償却資産を所有している方に課税されます。縦覧は、他の土地や家屋の価格と比較することができ、閲覧は、自己の資産の課税内容を一年通して確認することができます。

現在、市内に土地・家屋・事業用償却資産を所有している方に課税されます。縦覧は、他の土地や家屋の価格と比較することができ、閲覧は、自己の資産の課税内容を一年通して確認することができます。

子ども手当の支給

4月から子ども手当を支給することになりました。

詳しい内容は、4月15日号の広報でお知らせします。問合せ 子育て支援課・子育て支援係(直通558・1250)

障がい児(者) 移動支援事業に グループ支援型を追加

市では、屋外での移動が困難な障がい児(者)の外出を支援するため、移動支援事業(個別支援型)を実施しています。今回、さらに障がい児(者)の社会参加と自立生活を促進するため、従来の個別支援型に加え、1人の介護人が複数の障がい児(者)を同時に支援することができるようグループ支援型を新たに実施します。

対象 市内在住の障がい児(者)で、屋外での移動が困難な方
問合せ 障がい者支援課 障がい者相談係

新型インフルエンザに関する電話相談体制の変更

「新型インフルエンザ相談センター」(24時間受付)は、3月31日をもって終了しました。

4月1日以降のインフルエンザに関する相談は、都内各保健所に対応します。インフルエンザに関する相談 西多摩保健所 0428・22・6141 (平日午前9時～午後5時、土曜・日曜日、祝日を除く)
問合せ 健康課母子・予防係(直通558・1191)

国民年金

平成22年度国民年金保険料月額1万5100円
国民年金保険料は、急速

子どもがいる家庭で、経済的な理由により教育費の支払いが困難な場合は、保護者に対して学用品費、修学旅行費、学校給食費など教育費の一部を援助します。申請方法などは、小学校新1年生以外の家庭には、既に各学校を通じてお知らせしていますが、届いていない場合は連絡してください。小学校新1年生の家庭には、入学式後に各学校を通じてお知らせします。

問合せ 教育総務課学務係(直通558・2412)

会社などを退職した60歳未満の方は国民年金の手続きを
会社などを退職した時厚生年金保険・共済組合を喪失された方：国民年金の加入の届出が必要
厚生年金保険・共済組合を喪失された配偶者で、国民年金第3号被保険者の方：国民年金の種別変更の届出が必要
同日再就職し、厚生年金保険・共済組合に加入する方やその配偶者を除きます。

ねんきんダイヤル(0570・05・1165)
IP電話・PHS(03・6700・1165)
青梅年金事務所(0428・30・3410)
問合せ ねんきんダイヤル(0570・05・1165)
IP電話・PHS(03・6700・1165)
青梅年金事務所(0428・30・3410)